

令和8年度 山林使用許可申請者募集要項

令和8年6月24日

交野市が実施する山林使用許可申請者（以下「使用者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよくご覧になり、次の各事項をご承知の上、申してください。
（地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、使用許可を実施）

1. 公募物件

所在地	公簿面積	最低使用料 (年額)	概要書
交野市星田6丁目2503番3他3筆	5,357 m ²	342,000 円	<u>別紙1</u>

2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人（民法に定める一定の場合を除く。）

ウ 未成年者（民法に定める一定の場合を除く。）

エ 破産者で復権を得ない者

オ 交野市の指名停止措置を受けている者又は交野市の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者

カ 営業の実態が確認できない等の、いわゆるペーパーカンパニーと判断される者

(2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後3年を経過しない者を含む。）であること。

ア 交野市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 交野市が実施した競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が交野市と契約を締結すること又は交野市との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という。）第234条の2第1項の規定により交野市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて交野市との契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

(5) 市税に係る徴収金を完納しており、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3. 施設使用許可の条件

(1) 使用料等

① 使用者の施設使用形態

使用者は、山林として使用（自然保全活用）する部分について、法238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は、**使用許可日から令和9年3月31日まで**とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況などを勘案し支障がないと交野市が判断する場合は、当初交野市が設定した条件を変更しないことを前提として当初許可から5年以内を限度に、引き続き使用許可を行います。

③ 使用料

使用者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。

ただし、使用期間が1年に満たない場合の使用料の額は、年額使用料の額を日割によって算定した額とし、1日未満のときは1日とみなします。算定した額に1円未満の端数がある場合にはその端数金額を切り上げた額とします。

なお、年額使用料は、交野市の発行する納入通知書により、指定する期限までに、交野市の指定する金融機関にて納付してください。

既納の使用料は、還付しません。ただし市の事情により使用許可を取り消した場合は、その全部又は一部を還付することができます。

使用許可期間中、使用料は減額・免除しません。事業収支の悪化等があった場合も同様です。

④ その他の必要経費

現状回復等一切の費用は、使用者の負担とします。

(2) 使用用途の指定等

①プレハブ等の簡易構造物であっても設置できません。

②次のアからクに該当する使用はできません。

ア．事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置すること。

イ．政治的又は宗教的用途に使用すること。

ウ．悪臭・騒音・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用すること。

エ．風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（ラウンジ、スナック等、規制対象業種に類する営業実態のものは、原則として営業時間を問わず使用できません。）同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業（例：成人向けDVDショップ等）の用途に使用すること。

オ．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用すること。

カ．都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令及び要綱等に違反する用途に使用すること。

キ．その他、住宅の用に供する等、市が適さないと判断した用途に使用すること。

ク．第三者をしてアからキの用途に使用させること。

(3) 遵守事項及び維持管理責任

次のことを遵守してください。

①使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。

②使用する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

③貸付期間中のフェンス等の維持管理は使用者において行うこと。

④砂防指定地内であるため、土地の形状変更や木竹の伐採等で許可が必要となる行為を行う場合は、市に対し事前協議を行い、関係機関に許可申請を行い、許可が下りた後は市に事後報告を行うこと。

⑤災害等により市が緊急に必要と認めた場合には、使用者は使用物件の

移転、除去等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担すること。

いずれの場合においても休業等に伴う損失補償などは一切行いません。

⑥必要に応じ、当該使用区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行うこと。

(4) 使用許可の取り消し事由等

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。

なお、使用許可の取消しにより使用者に損失が生じてもこれを補償しません。

①許可物件を公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。

②上記3の使用許可に係る条件に違反する行為があると認められるとき。

③使用者が応募者の資格を失ったとき。

(5) 原状回復

使用者は、許可期間が満了した場合又は許可が取り消された場合は、すみやかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、使用者は一切の補償を交野市に請求することができません。

(6) 損害賠償

使用者は、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて使用者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとする。

4. 応募申込手続き

(1) 申込受付期間

令和8年6月24日(水)～令和8年7月23日(木)

(土・日を除く) 午前9時～午後5時

(2) 申込受付場所

交野市 環境部 環境衛生課 交野市私部西3丁目3-1

(3) 申し込みに必要な書類(各1部)

① 申込書(所定様式)本市ホームページよりダウンロードしてください。

② 誓約書(所定様式)本市ホームページよりダウンロードしてください。

(4) 申込手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参または郵送により提出すること。

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

なお、提出された書類等は返却しません。

5. 使用者の決定

(1) 提出された応募書類を審査し、必要な資格を満たしている者を選定対

象とします。

(2) 公募物件に対し、本市が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申し込みを行った者を選定し、使用者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。

(3) 使用者の決定は、令和8年7月30日(木)の予定です。

使用者の決定後、応募者に応募物件の決定金額及び決定した使用者を通知します。

6. 使用許可申請の手続き

使用者に決定した者は、令和8年8月7日(金)までに、次の行政財産使用申請書を提出してください。併せて、「2. 応募資格要件」(6)に記載する税の納付の証明として、市民税又は法人市民税の納税証明書と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも発行日から3ヵ月以内のものに限る。)を提出してください。

<行政財産使用許可申請提出書類>

① 行政財産使用申請書(指定様式)

② 土地利用計画図

③ 証明書類(発行日から3ヵ月以内のもの)

<法人の場合>・・・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑証明書、納税証明書

<個人の場合>・・・印鑑登録証明書(市町村発行)、身分証明書(本籍地の市町村発行)、納税証明書

7. 使用者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、使用者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 使用者が応募者の資格を失った場合

8. その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、使用者の負担とします。

■ 募集に関する問合せ先

交野市環境部環境衛生課

電話：072-892-0121(代)